

都市対抗監督・選手等選考及び派遣に関する基準

(令和 8 年 3 月 6 日常務理事会決定)

(最近改正：令和 8 年 3 月 6 日)

(資格)

第 1 条 都市対抗の選考対象監督・選手等は、次に掲げる者とする。

- (1) 旭川テニス協会々員である者(選考時点において、北海道テニス協会に加盟している他都市の協会員である者は除く。)
- (2) 年会費を規定日までに納入済みの者

(監督及び選手の選考)

第 2 条 監督は、競技委員長が常務理事会へ推薦し、常務理事会において決定する。

2 監督は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 都市対抗候補選手(以下「候補選手」という。)を、原則として、旭川テニスポイントランキング(以下「ランキング」という。), JOP(ベテラン JOP 含む。)対象大会等の戦績等に基づき選考し、理事長に推薦する。
- (3) 候補選手及び代表選手(以下「代表選手等」という。)の強化について計画等の企画、立案及び実施
- (4) 全道及び全日本都市対抗の監督業務
- (5) その他、都市対抗に関すること。

3 監督が選考する候補選手の人数については、次に掲げるとおりとする

- | | | | |
|--------------------|-------|---------------|------|
| (1) 一部出場時における候補選手数 | 一般男女 | ランキング上位者からの選考 | 2名 |
| | 〃 | 監督推薦 | 必要人数 |
| | 年齢別男子 | ランキング上位者からの選考 | 4名 |
| | | 監督推薦 | 必要人数 |
| | 年齢別女子 | ランキング上位者からの選考 | 2名 |
| | | 監督推薦 | 必要人数 |

- (2) 前号以外の部に出場時における候補選手数

- | | | |
|------|---------------|------|
| 一般男子 | ランキング上位者からの選考 | 6名 |
| 〃 | 監督推薦 | 必要人数 |
| 一般女子 | ランキング上位者からの選考 | 4名 |
| 〃 | 監督推薦 | 必要人数 |

4 第 2 項第 1 号、第 3 項及び第 8 項により代表選手等の推薦を受けた理事長は、チーム編成及びチーム力の強化の観点から競技委員長と協議のうえチーム編成を行い、代表選手を決定し、常務理事会に推薦する。

5 前項の場合において、一般と年齢別とに選考区分が分かれている場合には、原則として、当該選手が該当する選手区分に選考することを優先(年齢別の区分に該当する選手は、年齢別に選出することを優先する。)するものとする。

6 候補選手は原則として、推薦される当該月を起算月とし、過去 1 年の期間内に競技委員会の主管大会に 2 大会(単複を問わない。)以上出場していなければならない。

7 第 2 項第 1 号における候補選手の選考に係るランキングは、代表選手等を選考しようとする全道都市対抗が開催される当該月の 6 月前に開催される(該当する大会がない場合には、直近の大会)競技委員会主管のダブルス大会の結果が反映されている ATP ランキングを適用する。

8 監督は、都市対抗の大会要項に定める各種目の選手の定数の人数は、監督が必要と認めた種目については、候補選手による選考会を行い、その戦績により都市対抗の代表選手を

決定し、理事長に推薦することができる。ただし、一般男女の選手については各2名、年齢別男女の選手については各種目1名を選考会の戦績によらず監督が別途推薦することができる。

- 9 都市対抗の開催地が旭川市の場合については、前項ただし書きの規定にかかわらず、各種目について監督が必要な選手を推薦できるものとする。

(監督の推薦時期)

第3条 競技委員長は、当該年度の都市対抗が終了した翌月の末日までに、次年度の都市対抗に係る監督を常務理事会に推薦するものとする。

(代表選手の決定)

第4条 代表選手は理事長が常務理事会へ推薦し、常務理事会において決定する。

- 2 常務理事会は、第2条の規定に基づき推薦のあった代表選手等について、都市対抗への派遣費等が協会予算から措置されていることを鑑み、戦績だけではなく、旭川テニス協会での活動実績等を踏まえ、代表選手としての可否を決定するものとする。

- 3 常務理事会は、理事長から推薦のあった代表選手等以外の者を追加決定することができる。

(代表選手等の責務)

第5条 代表選手等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 旭川テニス協会から選抜された代表選手等としての自覚を持ち、練習計画に基づく練習期間中及び都市対抗への派遣期間中は、ルール、マナー等を遵守すること。
(2) 監督の指示、練習計画等に従うこと。

(雑則)

第6条 この基準に定めるもののほか、都市対抗に関する事項については、別に定める。

附 則

- 1.この基準は、平成19年1月18日から施行する。
2.都市対抗選考基準は廃止する。

附 則

この基準は、平成23年3月25日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年2月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年8月23日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年12月26日から施行する。

附 則

この基準は、令和4年7月4日から施行し、令和5年度の監督及び代表選手等の選考から適用する。

附 則

この基準は、令和6年3月4日から施行し、令和6年度の監督及び代表選手等の選考から適用する。

附 則

この基準は、令和8年3月6日から施行し、令和9年度の監督及び代表選手等の選考から適用する